

○二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧規程

平成23年12月26日

島根県告示第822号

二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧規程を次のように定める。

二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧規程

(趣旨)

第1条 この告示は、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第12条の2の規定に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項に規定する二級建築士名簿及び木造建築士名簿（以下「名簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第2条 名簿を閲覧に供する場所（以下「閲覧所」という。）は、土木部建築住宅課内にこれを設置するものとする。

(閲覧時間)

第3条 名簿の閲覧時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

(定期休日)

第4条 閲覧所の定期休日は、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日とする。

(臨時休日等)

第5条 知事は、名簿の整理その他必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧手続)

第6条 名簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧申込簿に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

(名簿の持出禁止)

第7条 名簿は、閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第8条 知事は、次のいずれかに該当する者に対し、名簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) この告示又は係員の指示に従わない者

(2) 名簿を汚損し、若しくは毀損し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者

(3) 閲覧所において、他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
(適用範囲)

第9条 第2条から前条までの規定は、閲覧所において名簿を一般の閲覧に供する場合に限り適用する。

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における特例)

第10条 建築士法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者が同項に規定する二級建築士等登録事務を行う場合においては、前各条の規定にかかわらず、知事は、名簿を一般の閲覧に供する事務を行わない。

附 則

この告示は、平成23年12月26日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。